

特別口座を開設する口座管理機関等の公告

平成20年12月1日

株主および登録株式質権者各位

東京都文京区関口二丁目3番3号
ニチバン株式会社
代表取締役社長 堀田 直人

当社は、平成20年8月8日開催の取締役会決議に基づき、当社が発行する普通株式を株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が平成21年1月5日から振替株式として取り扱うことについて、機構に対し同意いたしました。

これにより、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）附則第8条第1項に基づき、当社は、平成21年1月5日において機構に株券を預託されていない株主および登録株式質権者について、下記の口座管理機関に特別口座を開設するとともに、当該株主および登録株式質権者の氏名、株式の種類、数等決済合理化法附則第8条第5項に定める事項を機構に通知することといたしますので、公告いたします。

記

特別口座を開設する口座管理機関

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社

以 上